

3ヶ月間のお試し顧問契約のご案内(～3/31までのお申込みに限ります)

当事務所では、3ヶ月間のお試し顧問契約を設けました。顧問契約は人間同士の付き合いです。どんな人柄かわからない人と、契約を結ぶことに躊躇する事業主様もいらっしゃると思います。契約したものの、相性が合わない、信頼できないのでは、その社会保険労務士選びは失敗です。3ヶ月間は顧問料を通常料金の半額とさせていただきますので、3ヶ月の間に正式契約するかどうか決めていただければ結構です。お気軽にお試しください。

契約までの流れ

①3ヶ月お試し顧問契約のお申込みフォームより、お申込み下さい。

お急ぎの場合は、直接当事務所までお電話いただいても構いません。



②お電話で面談日程の調整

こちらから面談日程調整のため、お電話を差し上げます。



③ご面談

御社にお伺いして詳しいお話を聞かせて頂きます。この段階で、お試し顧問契約を申し込まないと判断されても大丈夫です。御社のお話やご意向、抱えている問題点などをお聞かせいただき、顧問料を提示させていただきます。ご納得頂けましたら、契約を締結し、お試し顧問契約のスタートとなります。(お試し期間中の顧問料は、提示しました金額の半額とさせていただきます。)



④お試し期間中

お試し期間中は、当事務所の以下のサービスを受けることができます。

- ・労務相談(労使トラブル、採用や人事などのご相談)相談は随時、何回でもOK
- ・経営陣との意見交換(月1回)
- ・トピックス、労務トラブルレポート、神田事務所ニュースのメール配信
- ・公的機関の手続き(年金事務所、ハローワーク、労働基準監督署)

※就業規則や賃金規程等の作成、労働保険の年度更新、社会保険の算定事務、助成金の申請などは別途費用が発生することがあります



⑤お試し期間終了時

3ヶ月間のお試し期間終了後、当事務所の提供するサービスなどにご満足頂けましたら、正式契約に移行いたします。もちろんこの時点でお断りいただいても全く問題ありません。

お申込みフォーム

<https://kandasr-com.ssl-xserver.jp/question/index.html>

